

環境社会配慮助言委員会 第94回 全体会合

日時 2018年9月10日（月）14:00～16:00

場所 JICA本部 113会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

小椋 健司	日本高速道路インターナショナル株式会社（JEXWAY） プロジェクト部門 担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮審査役
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター” 元恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
谷本 寿男	城西国際大学 環境社会学部 教授
寺原 譲治	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
錦澤 滋雄	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
長谷川 弘	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
林 希一郎	拓殖大学 国際学部 教授
原嶋 洋平	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパ ン （CI ジャパン） 代表理事
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

中曾根 慎良	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
竹田 幸子	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長
村岡 啓道	東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課 課長
稲田 恭輔	南アジア部 南アジア第一課 課長
神田 敬植	南アジア部 南アジア第一課
根本 直幸	南アジア部 南アジア第二課 課長

午後2時00分開会

○永井 定刻となりましたので、JICA環境社会配慮助言委員会第94回全体会合を開催させていただきたいと思います。

まず冒頭、事務局より2点ご連絡がございます。1点目はマイク使用の際の注意点でございます。逐語知事録を作成しております関係で、ご発言される際には必ずマイクを使用いただき、ご発言いただくようお願いいたします。ご発言の際にはマイクをオンにし、発言が終わりましたらオフにさせていただくようお願いいたします。マイクは三、四人に1本程度での使用となっております。恐れ入りますが、適宜マイクを回していただくなど、ご協力のほうをよろしくをお願いいたします。1点目、マイクの使用に関する注意点でございます。

2点目は助言委員会の副委員長の件ですけれども、前回の全体会合において皆様から林委員をご推薦いただきまして、その後、メールで確認したところ、林委員に受けていただくことになりました。メールでもご連絡済みかと思っておりますけれども、事務局より改めてご連絡申し上げます。

それでは、全体会合のほうを進めたいと思います。

原嶋委員長、よろしくをお願いいたします。

○原嶋委員長 それではよろしくお祈いします。

今日は第94回の全体会合ということで始めさせていただきます。

大雨とか地震で被災をされた方、いらっしゃいましたらお見舞い申し上げます。

それでは、早速ですけれども議事次第に従いまして進めさせていただきます。

助言文の確定が今日は4件ございまして、それでは早速、まず1つ目がフィリピン国のパッシング・マリキナ川の河川改修事業ということで、これは米田先生のほうからお祈いします。

○米田副委員長 それでは、フィリピン国パッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズⅣ）（有償資金協力）の環境レビューに対するワーキンググループの結果を報告いたします。

8月24日の金曜日に行われました。委員は鈴木委員、日比委員、村山委員と私の4名です。

配付資料ですが、ここに書いてある内容に少しつけ加えますと、環境レビュー方針案、それから環境影響評価報告書とありますが、これは補足環境影響評価報告書ということになります。それから住民移転計画ですが、これは2つありました。2つの流れに沿った、2地域の住民移転計画ということになります。他に回答表、及び回答表のときに別添資料というのがありました。

適用ガイドラインは2010年4月のガイドラインということでした。

この事業ですけれども、非常に経過が長い事業で、1990年にマスタープランが策定されて、そのマスタープランに基づいて始まったということでした。1998年に最初

のEIS、環境影響評価報告書が出ていまして、それに基づいて事業をしてきたんですけれども、さすがに時代が経ってしまったということで、補足EISというのが行われて、今回はそれが資料として出てきています。

マニラ首都圏に流れる川、マリキナ川とパッシング川というのがあるんですが、今回のフェーズIVではマリキナ川の中下流域で、洪水対策ということで、川を掘って、浚渫して、堤防をつくって、護岸をつくって、流れを制御する堰を1つつくるという内容と、あとソフト面としてコンサルティングサービスの内容が入っていました。

そういう川の中の工事ということと、それから川の岸に住んでおられる方、非正規で住んでいる方なんですが、その方たちの住民移転がかなり大規模に発生するというような内容になっています。

助言のほうの説明に入ります。

助言ですが、全体事項として、まずこの川流域全体での、特に上流域での近年の森林減少の状況を確認することということで、これは川に入ってくる流量といいますか、集水域の保水力の変化がないかということを確認してくださいという内容です。

それから環境配慮ですが、川の中の工事になりますので、水生生物・絶滅危惧種を含めた生態系に係るモニタリングを行ってください。これは、当初は水質のモニタリングは予定しているというふうに書かれていたんですが、生態系のモニタリングは予定しているようには書いていなかったの、そうしてくださいという要請です。

それから3番として、重要な生態系が存在しないと判断根拠を環境レビュー方針に追記すること。環境レビュー段階ですので、環境影響報告とか住民移転計画とかは全て相手国側で作成しているものなので、そういうものに追記するとかいうことはできないので、環境レビュー方針に追記することという内容になっています。

それから4番として伐採ですね、除去される植生の量とともに、対応策として検討されている緑化の内容や方針を確認することという内容です。

それから5番。ラグナ湖というのがこの工事をする川から水が流れていく先なんですけれども、そのラグナ湖周辺の低平地への浚渫土の埋め立てに関するEIAを実施した上で、環境許認可が事業実施段階で取得されることを確認することという助言になっています。

それから社会配慮は、6番は、河岸の公園があるんですが、工事に伴う公園への影響とその期間と区域を最小限にするように申し入れることという内容になっています。

それから7番は、堤の敷設によってもたらされる、ボートの利用を含めたこれまでの日常的な川の利用への影響に対する緩和策として考えられている階段の設置などの施設の数や位置の適切性を実施段階で確認することということです。このあたりの詳細な内容は詳細計画で決められるということで、今の段階では、まだ細かいことは決まっていないというお話でした。

それから8番。浚渫土の処分地及び非正規住民の移転地については、世銀のOP4.12

に定義される非自発的な用地取得は行わないことを確認すること。

9番は、住民移転に関する先行事例、これは先行事例がパッシング市によって独自にといいますか、行われている先行事例があるんですが、それをレビューした報告というのもついでにしまして、その報告の中で勧告がついているんですけども、その勧告の内容が今事業での移転計画にも生かされるようになっているか確認することというような助言になっています。

それから10番以下は、2つ地域があると言いましたが、その片側のマンガハン放水路というマリキナ川からラグナ湖へ水を流す放水路なんですけど、その放水路の住民を移転する計画に関してなんですけれども、10番が、そのカインタ地区の住民移転に関して適切な移転候補地が選ばれ、契約が適切に結ばれることを確認すること。

11番が、その住民移転に関して、移転先がもう決まっているんです。アパートのようなものができているということで、その割り当てのやり方であるとか、あるいはそのライフライン、衛生・医療施設、教育施設、小売、交通手段等の利用可能性を確認すること。なお、被影響世帯の割り当てについては、可能な限り現在のコミュニティが維持される形になるよう配慮されるかを確認することという助言です。

それから12番ですが、RAPIによるとモニタリングの最終評価の時期が住民移転を開始してから1年足らずの2021年12月となっていますが、それだと十分な評価ができないだろうということで、時期の適切性について確認することという助言です。

それから13番が、そのマンガハン放水路沿いの2地区における住民移転数が1万世帯以上になるということで、そのモニタリングのための人員配置や開始時期などとともに、移転後の生活が安定するまでの間モニタリングが継続されることを確認することという助言になっています。

続けて論点のほうに移りますが、論点が2つありました。1つは環境レビュー段階でのワーキンググループで提供される資料についてということで、環境レビュー段階で初めて出てくる案件なので、その計画から経緯から、何をやるのかというところまで理解して、どういう影響が出るだろうかということを考えるわけなんですけど、そのあたりの理解が十分にできるような資料が欲しいという要望。具体的にはここに書いてありますけれども、関連する箇所は拡大図とか横断面図だけじゃなくて、それが事業対象地のどこなのかということも示しておいてくれたほうが理解がしやすかったというような意見が出ました。

JICAのほうからは、今後ともわかりやすい説明を心がけ、必要に応じてそういうふうな資料を用意しますという回答がありました。

それから2つ目としましては、一部の地区における文化的特性を考慮した洪水対応についてというタイトルにしていますけれども、川の両側に堤防をつくるという工事はなわけなんですけど、それをしてしまうと直接川にアクセスできなくなるとか、あるいはその景観が悪くなるとか、一部の地域なんですけれども、そういう理由で反対した

地域があったと。そこは住民の意向を尊重して、その部分だけ堤防をつくらないということになったという内容なんです。それに対して、それが事業に影響しないんですかという質問があったんですが、結果として説明はここに書いてあるとおりなんですけれども、事業には影響しないということで、その住民の人たちは、少しぐらいの洪水であれば避難してやりすごす。堤防をつくりよりは、年に1回ぐらいといいましたか、洪水は受け入れるという考え方だということです。

一応、以上です。

○原嶋委員長 それでは、この助言案についてご意見やご質問ありましたら、ご発言をお願いします。

○織田委員 基本的なところを伺います。10番と11番のことなんですが、10番ではカインタ地区の住民が、適切な移転地が選ばれてとなっておりますが、11番ではもう移転先が決まっているようにあるので、その辺のところを教えていただけたらと思います。

○米田副委員長 正確に記憶していないんですが、JICAのほうでありますでしょうか。あるいは、他の委員の方。

○竹田 東南アジア五課の竹田と申します。

住民移転の候補地については決まっているんですが、助言11のほうに書いてございますとおりに、割り当て方法とか、あとはライフライン、衛生・医療施設などの利用可能性などについて、まだ確認できていないということで、こちらを今回の審査で確認してくるということを想定しております。

○米田副委員長 10番のほうは、その契約の話をご心配されていたのではなかったかと思うんですが、違いましたでしょうか。

○竹田 候補地は決まっているんですが、その地権者との契約方法などについては、きちんと適切に行われるかどうかを確認しますということになっております。

○織田委員 ありがとうございます。名前を言うのを忘れていました。織田です。

そうすると、適切な移転候補地はあるんだけど、契約が適切に行われるようにということなんですね。10番を読んだときにそう思ったので。

○竹田 そのとおりでございます。

○織田委員 そうすると、この適切な候補地への契約が適切に結ばれるということで、選ばれるということはもうよろしいんじゃないんですか。

○竹田 そういう意味では、候補地としては選定がされていますので、そのとおりだと思います。

○織田委員 わかりました。ありがとうございます。このままでいいのかどうかはよくわからないんですが、少なくともそういうふう読み間違ってしまうところがある。

○原嶋委員長 他にございますか。

文章としては、全体の契約手続きが適切に行われていたかということを手後的にも確認してほしいということが含まれていると思いますので、文案としては、これで特に大きく差し支えはないというふうに思いますけれども。

他にございますでしょうか。

○米田副委員長 後出しですけれども補足します。

これ、場所はまだ契約されていないということですよ。これらの土地は民間取引契約に沿って購入する方向で交渉がされており、その契約の見込みが高いというようなご回答だと思うので。

○竹田 はい、まだ契約はされていないということです。

○米田副委員長 そういう意味では、選ぶという要素もまだ残っているのかなと思うんです。

○原嶋委員長 あとよろしいでしょうか。

特になければ、この件についての助言については確定をさせていただきたいというふうに存じます。

どうもありがとうございました。

続きまして、2件目がミャンマー国の東西経済回廊整備事業の案件ということで、谷本委員よろしくお願います。

○谷本委員 ミャンマーの東西経済回廊整備事業のフェーズⅡということです。

ミャンマーの首都のヤンゴンと東側のタイ側を結ぶ高速道路の部分です。今回はスコーピングに対する助言案を検討しました。

日時が8月17日。メンバーは原嶋委員長、福嶋委員、それから久保田委員。久保田委員はメールの審議に参加していただきました。そして谷本の4名で行っています。

では、1枚めくっていただいて、助言は5点あります。

今回はスコーピングということで、後ほど資料を投映していただこうと思いますが、後で結構ですが、ちょっとライトをお願いします。

全体で74のコメント・質問がありまして、ここにお示ししましたように5点に絞りました。

まず1点目。これは検討は最後のほうになったんですが、全体事項といいますか、スコープにかかわるといことで、この全体事項に入れました。実は、住民説明会において村長さんとか参加者のほうから、ここに書いていますように橋の部分、これがJICAの融資の担当部分ですが、橋の部分に歩道、サイドロードというんですか、徒歩やら自転車、バイク等で利用できるようなものをつくってほしいというふうな要望が出ました。それに対して、実施機関とよく調整をしてくださいと、こういう要望がありますと。特に現地のニーズ調査をすると、必ずや「つけてくれ、つけてくれ」というような要望は出てくるかもしれません。そういうことも含めて事業実施機関のMOCと協議をして、その結果をドラフトファイナルレポートに記載してくださいと

いう点です。

2点目が環境配慮。特に自然環境で、今回のシッタン橋橋梁部分のところがモッタマ湾という湾になっている。それからラムサール登録地も一部かかっているというふうなことから、工事前、工事中、そして供用時にこれらの地域の動植物のモニタリングを行うことを明記してほしいということです。

社会配慮に移りまして3点目。実は今回あまり資料が十分ではなくて、漁業とか、あるいは漁業の従事者がどうなっているのか、状況があまりよくわからなかった。船なんかの動きなんかもどうなんですかという質問をしました。そうすると、大体漁業者が1日に120往復ぐらいの船が出ているというようなことがありましたので、漁業とか漁業従事者の状況を調べて、橋梁の建設の影響というふうなものをきちんと評価して書いてくださいと。

ちなみに上流側に鉱山があるとか、あるいは森林からの木材を運び出すとか、そういうふうな大型の船の航行はないということは確認をしました。

次に4点目です。道路部分はADB、アジア開発銀行の融資によって整備されますけれども、その部分を含めて、過去に用地取得というのはあったのかどうか、その辺を確認をしてくださいということが4点目です。

それから5点目。住民移転とか、あるいは樹木とか作物とか、そういうものへの補償額の算定方法をきちんと書いてくださいということで5点目の助言にしました。

すみません、資料を投映していただけますか。

先ほど申し上げましたように、74のコメント・質問に対して、スコーピング自体は30近く、実は出ました。今回はスコーピングに対する助言ということなんですが、30のコメントを、ここで赤字で示していただいていますように、ほぼ全て盛り込んでいただいて、ドラフトファイナルレポートでは修正をしていただくということになりましたので、スコーピングそのものへのコメント、助言というものはないということです。

赤字で示していますように非常に多くのところ、修正をしていただきましたので、本当に現課には迷惑をかけましたということです。ありがとうございます。

続きまして、論点のほうに移ります。

論点は2点ありまして、こういう論点を出したというのは、実は今回、新しく委員になられた方々もおられますので、過去、ガイドラインの関係で問答集を検討したと。その中の2点が今回たまたま該当するというので、この2点を論点に取り上げてもらいました。

1点は不可分一体ということです。先ほど申し上げました本件、道路部分はADBの融資、真ん中の橋梁部分がJICAの融資ということで、資料を我々委員として検討していきまして、これ、やはりどちらかがないとだめなんじゃないか、成立しないんじゃないかというふうなことで質問等が出ておりました。

それに対して議論をした結果、たまたまという言葉がいいかどうかですけれども、1つの路線、高速道路に対して東西の道路部分がADB、真ん中の橋の部分がJICAというふうなことで、その融資区画がたまたま分けられたということで、本来的に1本の道路である、高速道路になっていくというふうなことで、いわゆるガイドラインで言う「不可分一体の事業」と見なす必要はないんじゃないかというようなことで、1点目の論点となっております。

それから2点目は、これも我々、資料を読んでいて「どうなんだろうか」というところに落ちつく話なんですけれども、いわゆる保護区ということの取り上げ方です。想定問答集のほうでも、いわゆる国として、あるいは地方政府等が自然保護を主目的として法律、条例等で指定している地域が保護区です、と非常に厳しい内容になっているということです。

他方、今回Key Biodiversity Area、KBA。それからImportant Birds Area。Important Birds And Biodiversity Areaというんですか、これは国際的なNGOなんですか、BirdLife Internationalというところが指定をしている。これに対してミャンマー政府は国として確認をしていないというんですか、指定をしていないというふうなことなんで、今回もこの部分を保護区に入れるかどうかということで議論しましたけれども、該当はしないというふうなことで落ちつきました。

ということで、たまたま2件ともガイドラインに関する問答集の見直しの結果として、整理ということができていますので、事務局のほうでもしよろしければ、まだであれば新しく参加された委員の方にもホームページの該当するところなんかをご紹介していただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、助言文の案につきまして、ご意見、ご質問ありましたら挙手をお願いします。

じゃ、順番で。

○重田委員 今ご指摘で、保護区の定義と本事業における整理でBirdLife Internationalがしている部分というのがあるんですけども、私そのことは存じ上げないので、どういうことをこのNGOが指定しているのかご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○谷本委員 日比委員、お助けいただけますか。お願いします。

○日比委員 IBAの指定の根拠、詳しくどうなっているかというのを今すぐに思い出せないんですが、一緒にここに並んでいるKBAというのは、IBAと極めて近い考え方で指定しているものです。IBAというのは、その名のとおり重要な鳥の生息地を指定しているもので、KBAというのは、鳥に限らず生物多様性上重要な生息地。

その根拠、細かくはいろいろあるんですけども、わかりやすく言うと、絶滅危惧種にとって非常に重要な生息地である。かつ固有の種の生息地になっている可能性が

高い。つまり、その地域にしか生息していないということです。

あと、その生息地が失われると、それにかわる生息地というのは、他では担保することが非常に難しい、非代替性という言い方をしているかと思いますが、大きくはその2つです。希少性と非代替性によってKBAを指定している。

IBAのほうは鳥で、BirdLife Internationalという国際NGOが基本的には調査、指定しておりまして、KBAというのはもう少しいろんな組織が入っていて、我々 Conservation Internationalも、実はそれにかかわっていますけれども、他にもUNEPであったりとかIUCNであったりも、このKBAの特定、指定にはかかわっているという状況です。

続けて、これについて少しよろしいですか。

そういう意味では、この論点の中で私も気になっていたんですけども、KBA/IBAが、「国や地方政府が自然保護を主目的として法律や条令により指定している地域」ではないのは確かなんですけども、「国際的に自然保護の重要性が認められている地域」でないかという、そうではない。今申し上げたとおりに、国際的に重要な地域として、かつ1つのNGOが単独でやっているわけではなく、国連機関も含めた国際機関が、特にKBAのほうは分析、選定にかかわっている。

かつIUCNは、その重要な種のガイドライン上定義する場合のレッドリストをつくっているところでもありますので、レッドリストは取り上げるんだけど、こっちは重要性の根拠とはしないというのは、ちょっと整合性としてはどうなのかなというふうに感じております。

○原嶋委員長 この件に幾つかご意見があると思うんですけども、同じような問題。

○米田副委員長 今の件については、IBA/KBAについては、重要な生態系のほうに入れたというふうに記憶しています。このJICAのホームページに載っているFAQ、よくある質問の中では、たしかそちらで整理していると思います。

私が聞いたかったのは少し違う点なんですけど、先ほどのご説明の中で、ラムサールの登録湿地に一部かかるというようなお話があったと思うんですけども、ラムサールの登録湿地は保護区の定義に入っていますので、明記されていますので、そのあたりはどのようにご判断だったのかというところを伺いたかったんですけど。

○源氏田委員 今の質問にも関連するのですが、このKBAとIBAですけれども、ラムサールの登録湿地がそばにあるということで、このラムサールの登録湿地と、このKBAとIBAが指定された経緯というのに何か関連があるのでしょうか。ラムサール湿地がそばにあるから、ここも重要ということで指定されているのかというところが、もし、分かれば教えてください。

○原嶋委員長 それでは、今幾つか出ていましたけれども、KBA/IBAの扱いの問題とラムサール湿地との兼ね合い、大きく2点ですけれども、ご担当のほうからご説明お願いします。

○村岡 ありがとうございます。

まず、本事業の位置とラムサール条約の位置というところでございますけれども、ラムサール条約の指定されている部分とはかぶっているわけではございませんでして、この橋梁から下流約5.5kmのところ、このラムサール登録されている湿地があるという関係性でございます。

その5.5km、湿地帯からこの河川を上って橋梁位置、さらにその上流部分まで、IBA/KBAという指定に今なっておるというところでございます。ただ、我々の今持っている情報としましては、これはラムサール湿地のほうになりますけれども、干潟に生息するヘラシギといったものが生存するというのが、一番貴重種として挙げられるのかなというふうに思っておりますけれども、今回の橋梁部分のスコープのところから5.5kmほど離れているということもございまして、大きな影響というのは予見されないのかなという部分もございまして。

もちろん、この橋周辺の調査だとか、実際に専門家へのヒアリングだとか、さらに助言いただきましたモニタリングということについては行っていくというふうに考えているところでございます。

○原嶋委員長 日比委員からございましたけれども、一応JICA側の解釈としては、KBA/IBAは自然保護のために重要な地域ではあるけれども、上の自然保護区にはかからないという解釈を今とっているということによろしいですか。

○永井 事務局からご回答させていただきます。

先ほど原嶋委員からもありまして、解釈ですとか運用について別途定めたFAQというのがございまして、JICAのホームページで公開されてございます。追ってリンク先を改めて全体会合の委員の皆様にご連絡させていただきたいと思っております。本解釈についてはFAQの中の一部として含めまして回答させていただいております。

ただ、この運用につきましては、2015年にガイドラインの運用見直しのときに一度ご議論させていただきまして、文言はこちらのほうで固めさせていただいたという経緯はございます。その時点で一度助言委員の方々は、この文言でという形で相談させていただいております。現在の運用といたしましては、こちらに記載させていただきました運用で対応させていただいているところでございます。

○日比委員 KBAのところ、確かにこのガイドラインの運用面の見直しのときに、KBAをどうするかというのは、議論があったように思います。確かにKBAというのは重要な自然生息地であるということは、先ほどのKBAの選定の経緯から言っても、科学的な根拠から言ってもそれが言えると思っておりますし、そのように整理するというのはいり得ると思っております。

じゃ、KBAがこのガイドラインのいわゆる保護区条項に当たるのかどうかというのは、これは考え方がいろいろあるかと思っております。「いや、当たらない」というふうに判断するというのも一つの考え方になると思っております。

ただ、私がちょっと気になるのは、運用面の見直しを議論したときに、ここの論点の中の②の国際的に自然保護の重要性云々というところで、KBAはここに認めないという議論があったのかどうか、私はそこまで記憶がないんですけれども、そうだったのかどうか。

つまり、ここは、例えばユネスコの自然遺産条項云々というふうに入っていますので、あくまで例示としているものを示されているという意味であって、KBAが含まれていないという考えではないと私は理解しています。

いずれにしろ、ここの文章を読めば、KBAは国際的に自然保護の重要性が認められている地域はないとJICAは判断しているというふうに、この論点の文章が読めてしまうというのが一番問題かなと。国際的にそれはかなり大きな反発を招く表現になっているのかなと思います。

○永井 KBA/IBAですけれども、決して重要な生息地ではない、重要な保護区ではないと言っているわけではなくて、まず、1点目としてKBA/IBAですけれども、そちらに登録されていれば、当該国で保護区として指定されるというプロセスが待っていますので、その中で、まず保護区として別途選ばれるのかなと思っています。

IBA/KBAですけれども、JICAも別に、「保護区じゃないから考慮しない」と言っているわけではなくて、ガイドライン上は、重要な自然生息地という概念もございます。KBA/IBAに適用されている地域に関しましては、重要な自然生息地に該当する可能性もありますので、そちらのほうで別途参照させていただきたいと思っていますのでございます。

なので、決して重要ではないと考えているわけではございません。

○林副委員長 KBAじゃない話でお伺いしたいんですけれども、案件概要のほう、資料もついていたので見ているんですが、代替案を検討されるときに橋の代替案として場所が幾つか提示されておりまして、それとともにADB側でやられる道路の位置も変わっていると思うんですけれども、4つ掲げられている代替案検討のときに、ADBがやる道路の側との調整というんですか、そのあたりは具体的にどう検討されたのかということと、案件概要で挙げられている4つの代替案の評価は、橋のところだけのものなのか、それともADBの道路の部分も入っているものなのかということをお伺いしたいと思います。

○村岡 この調査につきましては、JICAの調査とADBの調査のほうと情報交換をしながら行っておりまして、この4本の代替案の架橋位置の部分についてはADBとも調整しながら進めてきておるといところでございます。

それが道路も含めてということかどうかというところではございますけれども、基本的に道路の部分につきましては、ADBの調査によりますけれども、あまり土地利用条件について大きな差異がないということもございますので、この表、特に入れていないのかなと思いますけれども、こうした比較表で整理させていただいているとい

うところでございます。

○原嶋委員長 KBA/IBAについての日比委員からの問題提起は真摯に受けとめて、現行の解釈は解釈として、また精査する必要があるかと思えますけれども、他に助言文そのものについて何か。

○作本委員 本当に字句だけのことですけれども、全体事項の1番ですけれども、上から3行目に「建設省橋梁局」と書いてありますが、「建設省」までは括弧がかかるかと思えますけれども、あと、「MOC」の次にもう一つ括弧の残りがあるかと。ちょっと字句を見ていただければと思えます。

○原嶋委員長 括弧が片方抜けているというご指摘でございますね。

○作本委員 「橋梁局」も括弧から出るんじゃないでしょうか。英語の部分は「建設省」までしか入っていないので外したほうが。細かいことすみません。

○村岡 すみません、英語のほうが抜けておりました恐縮でございます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 先ほど申し上げた日比委員からのご指摘は、今後また精査する必要があるということで承りたいというふうに思えます。

あと、助言文全体については、若干の字句修正がございましたけれども、他にございませんでしょうか。

特になければ、一応助言文としてはこれで確定をさせていただきたいというふうに存じます。

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、インド国のムンバイ-アーメダバードの高速鉄道の案件でございます。柴田委員に主査をお願いしておりますので、ご報告申し上げます。

○柴田委員 それではワーキンググループ、インド国ムンバイ-アーメダバード間高速鉄道の環境レビュー段階の助言案です。

ワーキンググループは原嶋委員長、寺原委員、錦澤委員、柴田の4名で9月3日に実施いたしました。

ちょっと膨大になるんですけれども、資料のほうはドラフトファイナル以降に構造が決まった部分のアセスメントということで、サプリメンタルという形でEIAレポートがボリュームⅠ、Ⅱ。それから住民移転計画ボリュームⅠ、Ⅱ。それから、インドでIndigenous Peoples Plan、IPPということでボリュームがⅠ、Ⅱ。それと、生態系の貴重なところにかかる部分、Management Conservation Planが2カ所について。環境レビュー方針。それから助言対応表。それからガイドラインという形の資料をもとにワーキンググループを実施いたしました。

この事業なんですけれども、総延長500kmを超える非常に長い高速鉄道ではあるんですが、経緯も長くて、この助言委員会において2014年8月にスコーピング案、それから2015年6月にドラフトファイナルというふうに、既に2回助言委員会に諮られて

いまして、環境レビュー段階で、これで3回目ということになります。

以上の資料、経緯をもとに各委員からコメントが全部で43件ありましたけれども、助言案として、ここにございます5点に絞られております。

それでは、全体事項のほうから説明してまいります。

1点目ですが、これはこの文章だけだとわかりにくい部分もあるんですが、高速鉄道の事業の予定としまして、高架直下の部分が、もちろん事業主体、用地取得はするんですけども、部分的に自由に立ち入れる部分があるということで、その用地取得後、適切な管理を実施機関に申し入れることというような助言になっております。

2点目、環境社会配慮につきましては、主に騒音・振動なんですけれども、一部で高速鉄道の高架の施設から近隣の家屋までの距離が非常に近い部分があるということで、そういった部分は追加の騒音の対策で、騒音壁の高さが通常よりも高くなるといったような工夫がとられるというご説明ではあったんですけども、日本のような家屋と質や構造が大分違うということ踏まえて、そういった距離が近い部分については、必要に応じて追加の対策を行うように実施機関に申し入れることという助言案になっています。

それから社会配慮につきましては、3点目になりますが、これも事業の経緯で、過去において本事業への住民の理解が一部十分に得られなかったところがありまして、なかなか説明がうまく実施できなかった時期があったということなんですけれども、説明によりますと、現在は事態は改善しているということだったんですけども、引き続き住民への説明を継続し、合意形成をするよう実施機関に申し入れることというのが3点目になっております。

それから4点目につきましては、これもまだこれから調査が進む部分もあるというお話だったんですが、一部で地主以外の農業従事者がまだ十分に特定できていないというところがありまして、場合によっては、この地主以外の農業従事者も影響を受ける可能性があるだろうということから、今後、可能な範囲で地主以外の農業従事者を特定し、適切な補償や生計回復支援を実施するように申し入れることというようなコメントになっております。

最後、5点目なんですけれども、これは主に景観への影響ということになるんですが、アーメダバードの市内を通る部分、これは高架になるんですけども、一方で世界遺産に登録されている施設があるということで、この世界遺産の登録条件を確認し、眺望景観への影響等について適切に配慮を申し入れることというような助言になっております。

以上5点が助言案でございます。

それから論点につきましては、繰り返しになりますが、非常に事業規模が大きいものでありますことから、環境レビュー段階で全てをつぶさに確認するにはなかなか難しい部分もあったというようなことが論点として挙がっております。

ただ、一方でJICAのほうからご説明があったんですけども、本件につきましては、先ほどご説明したとおりF/Sの段階からワーキングにかかっておりまして、既にワーキンググループで確認された、あるいは助言が出た部分については、既に事業に反映されていることを確認していただいているというようなご説明をいただきました。

また加えて、このワーキンググループでは、通常ではないんですけども、イレギュラーではあるんですが、非公式という形で、ワーキンググループの会合の直前に、改めて事業概要をご説明いただくといったような場も設けていただいたという経緯が説明してございます。

ご報告は以上です。

○原嶋委員長 それでは、この案件につきまして、ご意見、ご質問ありましたら、ご発言をお願いします。

この案件は大変大規模で、ご承知のとおり、今ご説明ありましたとおり、スコーピングの段階で1度助言をまとめさせていただいて、ドラフトファイナルレポートの段階で2度目の助言をまとめさせていただいて、それを踏まえて今回環境レビューということで、背景としては、これは再三確認しましたけれども、インドの側では鉄道についてはEIAの対象ではないということです。しかしJICAのガイドラインに従ったEIAを独自に作成するというので、今回作成していただいたものを踏まえて議論させていただいたという背景というか、プロセスがございまして。

○田辺委員 助言の1番で2点ありますが、一つは表現の問題で、「非正規住民を生じさせない」という表現が、もともと非正規住民がここに居ついているわけではなくて、家のない人たちがここにやって来るとのことだと思ふので、例えば、「用地取得後に住民が居住しないようにちゃんと管理する」とか、そういう表現に変えていただければというのが一つと、現地住民の利便性を確保することと、そういった土地の管理をすることの関係性がちょっとわからなかったのでお願いします。

○柴田委員 このタイプの助言はなかなか普段ないので、表現をどうするかというのは難しいところであったんですけども、現地の事情を鑑みて、ある程度自由に通行できたほうが、地域分断の問題から言って好ましい側面もあるだろうというところで、「現地住民の利便性を確保しつつ」というような表現が冒頭についております。

「非正規住民を生じさせないよう」というのは、まさに今ご指摘いただいたところで、建設後、用地取得後に、高架の下に住みついてしまったりですとか、あるいはそこで商売をするといったようなことも考えられますけれども、そういったまさに非正規な土地利用が発生してしまうと、それもまた別の問題を引き起こすだろうということで、その管理をお願いしたいといったような趣旨になっております。

○原嶋委員長 逆に、「非正規住民を生じさせないよう」という表現に代わるいい表現があれば教えてください。

あと、今の点は非常に微妙な、ご説明していただいたほうがいいかもしれませんね。

立ち入り制限云々というお話が確かあったと思いますけれども。

○稲田 JICA南アジア部の稲田と申します。柴田委員のご説明とそれほど変わらないんですが、やはり現場では、路線をつくった後に住民の行き来を確保することも大事だと。他方で、やはり自由に入れますと、こちらに書いてあるとおりの非正規住民の方が居座ってしまう可能性もあるので、そこは、完成後は実施機関のほうでパトロールをするということで、居つかないようにしますというご説明があったんですが、果たしてそういう対応でいいかどうかということ、もう一度審査で丁寧に確認するようというご助言をいただいているという趣旨でございますが、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 表現のほうですけれども、ワーキンググループの趣旨としてはこういう趣旨なんですけれども、確かに表現が適切かどうかということは問う必要がありますけれども、いかがでしょうか。可能性としては少し形を変えて、田辺委員からお話がありましたけれども、「非正規な形で住民が居住することがないように」とか、そういう形を変えたほうが表現としては適切なのかなというふうに、今感じましたけれども。

他はいかがでしょうか。

○米田副委員長 柴田委員のご発言にありました「非正規な土地利用」という表現がいいのかなと、住むことだけではなくて、お店を開いたりとかも含めるんだと、そういう表現がいいのかなと思いましたが。

○原嶋委員長 「非正規な土地利用」。田辺さんどうですか、何か名案はないですか。

○寺原委員 寺原です。ワーキンググループの委員だったんですけれども、「非正規な形で住民が土地を利用することのないよう」ということでいかがでしょうか。確かに居住だけではなくて、商業利用とかも含めてということですので、趣旨は同様でございます。「非正規な形で住民が土地を利用することのないよう」というのは、「土地」というのが先に名前が出てきちゃっていますけれども、その「土地」というのは、「高架・陸橋直下での用地」ということですね。ですから、その「高架・陸橋直下での用地」を先に持って来まして、「非正規な形で住民が高架・陸橋直下での土地を利用することのないよう、同用地取得後の」で。

いいですか、「現地住民の利便性を確保し、非正規な形で住民が高架・陸橋直下での土地を利用することのないよう、同用地取得後の適切な管理を」ということでいかがでしょうか。

○柴田委員 ご提案いただきありがとうございます。この文言で他に意見がないようでしたら助言としたいと思います。

○原嶋委員長 他のご意見ございましたら。

どうぞ。

○重田委員 私もインドの土地の権利についてはよくわからないんですが、ここに事業が非常に規模が大きいということでちょっと気になったんですけれども、住民の土

地利用に関しては、土地の権利は、彼らちゃんと保証されているのか。そういう登記簿とかがあって、その上で合意のもとに移転が行われるのか、その点のご説明をいただければと思います。

○柴田委員 これは通常の、一般の事業と同じように、用地として実施機関が取得後に事業が実施されます。供用中、非常に長い距離になりますので、全ての部分をフェンスで立ち入り禁止にするのではなくて、ある程度自由に入れるような部分も設ける。そういったところは日常的なパトロールをするといったような運用がなされるというような説明でした。

○重田委員 土地の利用に関してはどうなんですか。

○原嶋委員長 今の点、ご担当からご説明をお願いします。

○稲田 事業開始までに、路線が通る土地については事業実施機関である高速鉄道公社の土地ということになります。ただし、土地の所有は高速鉄道公社ですが、片方からもう片方への移動を全く妨げるといことはせずに、利便性を確保するという扱いにする方針となっております。

○重田委員 土地は高速鉄道公社の土地であると。

○稲田 はい、事業開始までに用地取得を進めまして、そういうことになります。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

私もワーキンググループで参加して、作本先生にお聞きしたいんですけども、実はワーキンググループの中で、私もネットで、ありきたりで調べていくと、JETROのほうからも大分この案件で情報発信をされていて、JETROのほうでもこういう問題意識を発信しているのを拝見したことがあるんですけども。何かJETRO側の環境社会配慮というのは、こういう案件では働いているのかというのは、ワーキンググループでもちょっと話が出たんですけども、もしかしたら職員としての守秘義務があるかもしれませんのであれなんでしょうけれども、差し支えない範囲で教えていただけますか。

○作本委員 委員長から言われましたけれども、特に守秘義務とかそういうことはありません。環境社会配慮を守るためならという気持ちで来ておりますので。

このインドでの新幹線、JETROでも提案しているのかもしれませんが。ただ、こちらのJICAのほうで、かなり以前議論させていただいたことをいまだに記憶しております。7区あるうちの第1区目だということで、力を入れられているということは感じていますが、ここで今、原嶋委員長がおっしゃられたようなことで、特にコメントすることはありません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 他にございませんでしょうか。

大きな案件でございますので十分に確認をさせていただきたいというふうに思いますが、字句を含めまして、他にございませんでしょうか。

これまで、スコーピングの段階とドラフトファイナルレポートの段階で、多分、合

わせると30近い項目の助言を頂戴をされていて、それについては論点のほうに確認していますけれども、今回まとめていただいたEIAに取り込んでいくというプロセスは一応完了した上での、今回の助言のとりまとめということになっております。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、一応この案件の助言はここで確定をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

4件目になりますけれども、インド国のチェンナイ周辺環状道路の建設事業ということで、長谷川委員に主査をお願いしておりますので、よろしく願います。

○長谷川委員 8月27日に原嶋委員、谷本委員、織田委員、石田委員、それから私ということでワーキンググループをやらせていただきました。

その際使った資料は、ここに書いてあるドラフトファイナルレポート以下、環境影響評価、それからRAP等で行いました。

このインド国のチェンナイ周辺環状道路建設事業ですけれども、フェーズ1となっております。南部にありますタミル・ナド州のチェンナイという都市圏において道路を建設して、道路交通需要への対応を図って地域経済発展に寄与するというふうなものでございました。

実は、この案件のスコーピング段階のワーキンググループが、たしか1年ほど前で、去年の10月ぐらいに行われたかと思うんですけれども、それ以降、今回のワーキンググループまでに幾つか変更がございました。

大きく1点目なんですけれども、最初は133kmにわたる、全部で5つの区間を対象にした環境社会配慮というふうなことではあったんですけれども、その中から優先的な部分が先方政府との話し合いでも選ばれて、5つのうちの区間1というふうな、ルートの中では一番東側の、海寄りの25kmを対象にしながら今回のワーキンググループをするというふうなことになりました。

それからもう一つは、その選ばれた区間1の中で、TPP Link Roadという南北に走る支線があるんですけれども、こちらの路線変更が行われたというふうな変更点がございました。これらを踏まえた上で今回のワーキンググループがあったわけです。

各委員から合わせてちょうど60のコメントや質問がありまして、それがここにあるように5点の観点から重要なものを取りまとめさせていただきました。この中の多くは、今言ったようなTPP Link Roadの路線変更、線形変更ということに関してなされたものでした。このTPP Link Road路線変更は、この後に触れます論点整理の中身ともかかわってくるものでございます。

とりあえず、最初に助言案のほうから説明いたしたいと思えます。

TPP Link Roadの路線変更、線形変更が行われたことによりまして、それまで行われておいたステークホルダー協議の内容が変わるということもありまして、そこを委

員の方々が懸念されまして、その後、新しい路線変更に応じた対策等がしっかりできたのか、それをこれからのファイナルレポートに記述することというふうなことがありました。

それから、2番目のほうが未熟練女性雇用等、それからワークキャンプにおける保育施設、女性トイレ等の施設に関して、もらってありました環境モニタリングフォームにまだしっかりと反映されていないということで、これをファイナルレポートでは反映してくださいということでございます。

それから3つ目は、地下水について、供用後も地下水利用者が多いこともあって、これもやはりモニタリング関係ですけれども、しっかりやるように実施機関にしっかりと申し入れてくださいということでした。

それから4番目は、ドラフトファイナルレポートの最後のほうに、プロジェクト評価ということで経済評価、財務評価があったんですけれども、環境にかかわるような費用とか便益が対策費用あるいはモニタリング費用ということで一部計算がなされてあったんですけれども、そういったものも含めて費用・便益分析の中でしっかりと反映できているのか、どのようにそういったものを勘案したのか、それらがこういった経済評価の結果に及ぼす影響はどうだったのかということも、こういったものの内部化ということを示すためにファイナルレポートにしっかりと記述してくださいということです。

それから5つ目も、やはりさっきのTPP Link Roadの線形変更に基づくものですが、これもやはり経済・財務評価に新しく変更されたというふうな部分がしっかりと反映できているかどうかということが懸念されましたので、これもしっかりと反映する。それから結論の部分で、財務評価のところマイナスの結果になっている。このマイナスであっても実施の妥当性に結びつくというふうな方向性を今考えておられるので、そのあたりもしっかりとファイナルレポートに述べてほしいというふうなことを助言としてまとめました。

先ほど言いましたように、変更点があって、それに基づくようなものが多かったんですけれども、それをまとめたものが論点のところでございます。

これまで我々がワーキンググループで議論させてもらった中には、事後的に代替案あるいは路線変更という、一部の設計変更といったものがあまりなくて、そういう中でワーキンググループを行ってきたんですが、この事案につきましては、前回のスコーピングの段階以降にこういった路線変更というものが起きまして、そのあたりのことがしっかりと住民の人たちにステークホルダーミーティング等を通じて受けとめられているかどうかということを懸念するような論点になっております。

JICA側に確認したところ、新しく変更されたところに関する住民に、しっかりと戸別訪問や、あるいは改めての住民協議を施しておって、しっかりと補償とか緩和策についても説明したりやっているところで、特に地域住民からの反対意見はなかったと

いうことを確認したところです。

2つ目も同じようなものではあるんですけども、ステークホルダー協議が本当にしっかりできていたかということで、路線変更の前にやったステークホルダー協議の対象地域が、今回の路線変更したあたりとかなり重なるということで、路線変更があるなしにかかわらず、地域住民にはしっかりと説明をしてきているのではないかとというふうなことでございました。

念のために、一番最後の行にございますように、今後も住民が意見提出できるように、実施機関の連絡先をしっかりと配付しているところだというふうなことを確認しております。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、この件につきましてご意見やご質問ありましたら、ご発言をお願いします。

ちょっと特異なケースとしては、スコーピングの段階の後に、それまでにはなかった形の線形を取り入れた。そこが若干不規則なところで、そこについて議論が少し集中をして、論点としても幾つかまとめていただいたわけなんですね。スコーピングの段階で幾つか選択肢があって、その中から選択していくということなんでしょうけれども、そこが若干不規則な形になっているというところが一つ問題点になります。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問、ご意見なければ、助言文としてはこれで確定をさせていただきたいというふうに存じます。どうもありがとうございました。

それでは、一応今日4件で、若干字句の修正があったところがありますけれども、全体としては助言文についてまとめていただきました。

どうもありがとうございました。

それでは、ここで若干の休憩をとらせていただきたいと思います。25分に再開ということさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

午後3時13分休憩

午後3時25分再開

○原嶋委員長 それでは、再開させていただきたいと存じます。

続きまして、環境レビュー方針の報告ということで2件ございますので、まず1件目はインド国のチェンナイ周辺環状道路の建設事業ということで、よろしくをお願いします。

○神田 よろしくをお願いします。本件を担当しております南アジア一課の神田と申します。

頂戴した助言に関係したところを中心に、ポイントだけご説明します。

まず1ページ目の一番下、3つ目のところ、ステークホルダー協議ですけども、先ほどご説明ありましたとおり、本事業で整備する一部の支線の部分について線形が変

わっております。そこについては戸別の訪問と住民協議で、事業実施への反対意見がないことは確認しておりますけれども、改めて審査の際に、それ以降も反対意見が寄せられていないということを確認してまいりたいと思います。

続いて「助言1」というところ、一番右下のところですがけれども、被影響者からの懸念に対して実施機関が一つ一つ適切に回答、対応しているのかどうかということも確認してまいります。こちらが助言1です。

続きまして、少し飛びまして4ページの一番下のところですがけれども、社会環境のところ。こちらは既にRAPが用意されておりますので、改めてになりますけれども、一番右下、RAPに沿って用地取得、住民移転をしっかりと行うということを実施機関と確認してまいります。

続きまして、また少し飛びますけれども、6ページ目の真ん中右側ですがけれども、10番、水利用のところ。こちら助言の3つ目に当たるところですがけれども、供用時も地下水についてモニタリングすることについて実施機関に申し入れてまいりたいと思います。

続いて同じページの一番右下、ジェンダーのところ。こちらはインド側のRAP、あとEIAに記載されております未熟練の女性の雇用もしくはワークキャンプにおける保育施設や女性トイレの設置等について、こちらはFRにも記載いたしますし、しっかりと記載どおりに実施することを実施機関と合意してまいりたいと思います。こちらが助言の2つ目になります。

簡単ですが、以上です。

○原嶋委員長 それでは、先ほど助言としては確定させていただいたものを踏まえてのレビュー方針ということでご説明いただきましたけれども、ご質問ありましたらご発言ください。

私から1つ。たしか、これは環状道路としてはかなり一部だけしか、今回は区間に分かれていて、限られたところでの事業だと思っておりますけれども、それ以外の、全体の環状の完成というめどというのはどういうことになっているのでしょうか。

○神田 今回、事業の対象としては区間1でございますが、それ以外の区間のご質問ということでしょうか。

区間2から区間5につきましては、今のところ具体的な年数のめどは出ておりません。まずはファイナンスの段階からインド側で検討中でございます。

○原嶋委員長 他はよろしいでしょうか。

それでは、特になければ、これでこの件は締めくくりにさせていただきたいというふうになります。どうもありがとうございました。

○永井 事務局からちょっとご報告で、次のネパールの担当課が今こちらに向かっておりまして、到着次第再開したいと思います。少々お待ちください。申しわけございません。

○原嶋委員長 その前に、その他ということスケジュールの確認など、幾つか事務局からお願いしてよろしいでしょうか。

○永井 そうですね。1点目ですけれども、スケジュールの調整、確認をさせていただければと思います。

一番上の議事次第の紙の裏側をごらんください。こちらに助言委員会の日程表を記載させてございます。担当委員の丸がついたところが出席確認済みでございます。今般、11月分を事務局のほうで自動的に割り振らせていただきました。11月までのワーキンググループの中でご都合が悪いところがありましたら、このタイミングでご連絡いただければと思います。もちろんこの全体会合以降でも、事務局にメールでご連絡いただければ、それは調整したいと思いますのでご連絡ください。

現時点で参加が作本委員。

○作本委員 11月2日に入っている作本ですが、用事がほぼ入りそうですので、とりあえずここで削除しておいてください。

○永井 はい、承知しました。

○作本委員 どこか他があいていれば、またお願いします。

○永井 日比委員どうぞ。

○日比委員 11月9日にいただいているんですけども、出張の予定が入っておりますので、これを削除していただければと思います。11月の他の日でかわりをもったんですが、11月は出張続きなので、もしあれでしたら、例えば10月の22か26あたりに振りかえていただけると。

○永井 結構でございます。どちらがよろしいですか。

○日比委員 じゃ、26で。

○永井 26で登録させていただきます。

○日比委員 すみません。ありがとうございます。

○作本委員 作本ですけれども、今の日比さんのところに作本を入れてください。

○永井 はい、11月9日でよろしいですね。

どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員 長谷川ですけれども、11月12日に入っておりますが、11月はあいているのが26日なんですけど、日比委員が今入ったので、どうしますかね。

○日比委員 だったら私は22日でも大丈夫です。

○長谷川委員 よろしいですか、すみません。長谷川を26に入れてもらえるとありがたいです。

○永井 日比委員が22日で、長谷川委員が10月26日でよろしいでしょうか。承知しました。

○長谷川委員 すみません、よろしくをお願いします。

○掛川委員 私も11月2日に入っているんですけど、この日は出席できません。代わり

としまして、もし可能であれば11月30日を希望します。

○永井 では、11月30日に追加させていただきます。

田辺委員。

○田辺委員 11月30日を抜いていただいて11月12日にお願いします。

○永井 ありがとうございます。

そうすると、11月2日金曜日が今2名となってしまったので、どなたかご都合がいい方いらっしゃいますでしょうか。

わかりました。改めてメールでご都合をお伺いしたいと思います。11月2日金曜日、今2名ですのでご検討よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

あと、林委員のほうから、副委員長にご就任なさって一言いただければと思います。よろしくお願ひします。

○林副委員長 名古屋大学の林です。このたびは大役をさせていただくことになりました。ひとつよろしくお願ひします。委員長、米田副委員長の足を引っ張らないようになるといいなと思いながらやりたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○永井 ネパールのほう、よろしくお願ひします。

○原嶋委員長 それでは、進行をまた戻しまして、環境レビュー方針の報告ということで、2番目のネパール国のスルヤビナヤック-ドゥリケル道路改修事業ということでご説明お願ひします。

○根本 それでは担当部から説明させていただきます。南アジア部南アジア第二課の根本と申します。

資料のネパール国スルヤビナヤック-ドゥリケル道路改修事業に係る環境レビュー方針というペーパーを主に用いて説明させていただきます。

まず、1ポツ目の案件概要ですが、カトマンズ盆地の東部に位置するスルヤビナヤックという地点、それからドゥリケルという地点、この2拠点を結ぶ幹線道路で約16kmの道路改修でございます。うちにトンネル区間も一部ございますので、トンネルの整備、それから道路の改修というところが主なコンポーネントになっております。

事業内容のところに書かせていただいておりますけれども、16kmの拡幅、2車線から4車線への基本的な拡幅。それから関連する設備の整備も伴っている事業でございます。

本案件は環境社会配慮のカテゴリAということで、これまで助言委員会でのご議論をいただいた案件でございますけれども、具体的には2ポツ以降のところ、それぞれのこれまでの対応事項を記載すると共に、これまでのドラフトファイナルレポート、ファイナルレポートのプロセスを経て新たに追加的に確認した事項も追記しています。

本日は、この追記確認事項のところでは幾つかポイントを申し上げます。

まず1点目のEIAの状況でございますが、こちらは引き続きネパール政府側の政府内

の承認手続きをしている最中でございます。現時点ではまだ最終的な承認、公開というものをされていない状況でございますので、引き続きJICAとしてもフォローしていく所存です。

次に3ページ目です。(2) 汚染対策の一番最後、5) 騒音・振動というところでございますけれども、今回、その交通量の増加に伴い、サービスロードと歩行側道の設置による住宅地との距離を確保する等によって騒音を低減する想定でおりますけれども、実際にその審査においては、提案されている緩和策で十分かどうかというところを引き続き協議してまいりたいと考えています。

それから4ページ目、生態系についてです。こちらも助言等でいただいておりますとおり、これまでの既存道路での伐採、それから事業対象周辺コミュニティーでの伐採と、それぞれ429本、163本の樹木の伐採が対象となっておりますが、引き続き最終的には約4,500本の植林を行うという形で代替案の対応をしてまいる予定でございます。

それから、5ページ目、社会環境の5) 補償方針に関してです。助言委員会でもご議論いただいておりますが、建設物等に対する補償の方針について、一部家屋の補償に対しては、当初、私どものほうでネパール側と協議している対応策としましては、再取得価格による金銭補償を適用するという想定でございました。ただ、一部の住民の方から現物、家屋でもっての補償はできないかというご要望をいただいております。

改めてネパール政府側とも協議をしたところ、ネパール政府としては、基本的にはこれまで代替住宅の提供による補償を行った事例がないということも踏まえて、また各戸別に代替住宅を建設する根拠といったものが国内法に明確に定められていないということも踏まえて、基本的には金銭による補償という形で関係住民との協議を継続したいという方針でございます。

一方で、これも住民がどういう背景で本件を提起しているのか、という点について、これまでネパールの他の公共事業では、例えば金銭補償が十分にできていないというような情報があったりとか、そういう話を間接的に聞いているというような、先行きに対する不安と申しますか、そういったものがきちんとできるのかという不安に基づいて申請されているのではないかという見立てもございまして、そこはきちんと協議をして合意を得ていきたいという方針でございます。

それから、次は最後の7ページ、12) の水利用についてです。こちらは当初、小川、河川とか井戸、特にトンネルの工事等も伴いますので、地下水の水位に影響が出てくる可能性があるというご指摘を助言委員会でいただいております。

今回、その水位低下の事案が認められた場合には、新規の貯水池の設置ですとか、他の水源からの水を引く等の対策をとる形で検討してまいった次第ですけれども、助言委員会では、これは経済効果の評価をする際に、こういった要素というのをどういうふうに勘案するのかというご指摘をいただいております。

今回は、円借款を供与するとした場合に物理的予備費という形で、一定の、こういった対応が生じた場合、特に不確定な要因に対応する経費に充てる項目がございますが、この中で対応する方向性で検討しておりまして、この予備費の部分は経済評価の算出の際にも考慮している次第でございます。

以上が、簡単に今回の方針のところで特記させていただくべきことも含めて説明させていただきました。

以上でございます。

○原嶋委員長 それでは、今のご説明に対してご質問やご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

1点だけお聞きしたいんですけれども、5ページの補償方針のところで、過去のいきさつを正確に記憶していないので誤解があるかもしれませんけれども、左側の記述、「再取得価格による金銭補償」というのと、追加確認事項として、土地は市場価格であり、資産を償却しないで必要経費が含まれるというふうにあえて説明をしたというのは、これはどういういきさつで。今すぐぴんと来ないんですけれども、もしかしたら矛盾する場合が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、その説明をお願いします。

○根本 ご指摘の点は、ご案内のとおり、既にこれまで記載の内容で合意はしているというものでございますが、非常に重要な点であるということも含めて、改めてこの右の部分の一部抜き出すようなニュアンスであらためて備考欄に記載した次第でございます。

○原嶋委員長 再取得価格という原則は、ガイドラインに従ったことでもいいと思うんですけれども、市場価格で減価償却しないというのは、今すぐぴんと来ないんですけれども、局面によってはその評価が変わってくる。市場価格というのは市場次第なので、一概に言えないんですけれども、基準としてはダブルスタンダードになってしまうんじゃないか。そういう局面が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、あえて2つちょっと違う基準を追加確認事項として書いたのは、逆に矛盾を生む可能性があると思うんですけれども、あえて追加確認事項としてこれを書かれた理由というのは何なんでしょうか。

○根本 私どもも基本的には再取得価格の原則に基づいて進めるというところでございますが、誤解を生みやすい言葉、表現になってしまっていると思いますので、書きぶりを削除か修正し、再取得価格によるということを明記したいと思います。

○原嶋委員長 ご専門の方もいらっしゃると思います。局面によっては価格の評価が矛盾を起こしてしまう。むしろ、多分市場価格のほうが低くなってしまうという場合もあるんです。だから、ダブルスタンダードになりますので、多分JICAのガイドラインの大方針としては再取得価格というのが大原則で、それにいろいろな状況が加わってくるんでしょうけれども、矛盾がないように確認をお願いします。

- 根本 ご指摘のとおり、あくまでも再取得価格という認識であります。
- 原嶋委員長 他に、ご質問やご意見ありましたらよろしく申し上げます。
- 柴田委員 細かいところで恐縮なんですけれども、ご説明いただいた6ページの水利用のところなんですけど、定期的なモニタリングでご対応いただくのはすごく大切なことだと思うんですけども、その低下等の異常が認められた場合に新規貯水池、あるいは他の水源からの水を引くという手段も、やむを得ない場合は仕方ないと思うんですけども、基本的には、そのトンネル内の湧水を還元して、還元水によって影響量をカバーするといったようなことを基本的には第一選択として考えていただいたほうが、水系が変わってきてしまうと、また別の水利用の影響というの考えないといけなくなりますので、そういったところをちょっと考慮していただけたらと思います。
- 根本 ご指摘ありがとうございます。
- 織田委員 先ほどの補償方針のところに戻るんですけども、書かれていることとは別に、ご説明にあったところで、なぜ金銭補償ではないほうを望むかというところで、その補償がちゃんと受けられないことが過去にもあったようだというところをおっしゃったんですけども、私、ここを読んだときの記憶で少し曖昧なところがあるんですけども、women-headed householdsというんですか、女性が所帯主のところは金銭補償ではないほうが、現物補償がいいというふうにおっしゃっていたというふうにご記憶しているんです。全員が必ずイコールというわけではないんですけども、それはもちろん受けられないだけでなく、交渉能力がないから同じようなものを市場で買うだけの交渉能力がないというかしら、弱いからかなというふうに理解していたので、そういう側面もあるかなということをつけ足したいと思いました。
- 根本 ご指摘のとおり、例えば文字の読み書きですとか、いろいろなコミュニケーションの中でなかなかうまくできない方もいらっしゃる可能性があると思います。ネパール政府に対して、私どもとしても、基本的にはきちんと丁寧に住民との協議をやってくださいという形では申し入れをさせていただくことが大事だと考えておりますので、ご指摘の点も踏まえて、基礎プロセスを踏むというところを注視してまいりたいと考えます。
- 小椋委員 小椋と申しますが、補償方針のことで、次々と申しわけないんですけども、左のコラムのところの補償方針の、大きくカギ括弧2つ目「建設物、その他の資産」、その2ポツ目で、「土地損失に対する支援が行われる。」という文章が1つあるんですけども、この「土地損失に対する支援」というものと、土地への補償というのは全く違うものなのではないでしょうか。あるいは、例えば、土地に対する権利、所有権は持っていないんだけど借地しているとか、借地権みたいなものがあるって、その権利に対する損失補償を意味しておられるのでしょうか。こういった意味なのかなというのがわかればありがたいです。
- 根本 基本的には所有している場合、それから借地の場合、それぞれ該当する可能

性がございますので、考え方としては両方含まれるとご理解いただいで大丈夫かと思
います。

○重田委員 2点ほど。5ページの6番の生計回復支援というところですけども、こ
こで各種生計回復プログラムが提供される、IRPと書いてあって、これはあくまでも
研修段階の職業訓練だと思うんですけども、ここは無償で行われるのかどうかとい
うことと、あとは職業訓練が終わった後の実際の雇用先、彼らがこの研修を受けたと
き、その雇用が保証されるのかどうか、その雇用先があるのかどうか、仕事がある
のかどうかということをご説明いただきたいと思います。

2点目が、6ページ目の11番、少数民族・先住民族とあるんですが、私はあまりネパ
ールの状況をよく存じ上げないんですが、事業対象地にはネパール民族を中心に幾つ
かのカースト民族が存在するが、ネパール全土に存在する一般状況のため、人口環境
省は過去の事業事例に基づき、IPPの作成は不要と判断しているとありますが、この
「過去の事業事例に基づき」というのは、例えば、こういう判断のときはIPPは作成
しないとか、そういった事例が過去にあったんでしょうか。この辺ご説明いただけれ
ばと思います。

○根本 ご指摘ありがとうございます。まず、1点目に頂戴しました各種生計回復プ
ログラム、IRPでございますけれども、まさに雇用先の斡旋というところをどこまで
直接的にやるかどうかというところはプログラムの構成によってくるところがござい
ますが、基本的には、雇用保証をできるだけきちっとやっていきたいという方針では
ございますので、ただ単にスキルだけの研修だけではなくて、雇用先の紹介ですとか、
そのアクセスをどうしたらいいかというところの知識といったところもプログラムに
含めていくという考えでおります。

それから2点目の、過去の事業事例に基づきIPPの作成が不要と判断しているという
部分でございますが、これまで、私どもの理解では、過去に実際に作成している例が
ないと承知しております。これも、本来であれば状況に応じて、必要な場合は検討す
るということかとは思いますが、今のところ、これまでの例では、その作成が
求められたことはないという理解でおります。

○原嶋委員長 重田さんよろしいですか。

○重田委員 はい。

○原嶋委員長 他にございますか。

○寺原委員 寺原でございます。

5ページのカットオフデートについてお伺いしたいんですけども、2014年に最初
にカットオフデートが宣言されて、2015年4月に地震があったと思うんですが、その
後、2018年に再度宣言されてということで、この地域はカトマンズの東側というこ
とで、地震の影響をどれだけ受けたかわからないんですけども、2014年から2018
年に、例えばその間の地震で物が壊れたりした、家屋が壊れたりした場合には、壊れ

た後の2018年の価格で補償という理解になっちゃうかなと思うんです。

それともう一つは、さらにもう一つ後ろに、実質的なカットオフデイトは詳細計画以降の段階に確定されるということで、非正規の住民についてのカットオフデイトと、非正規の住民に関するカットオフデイトが異なってくるという理解でよろしいでしょうか。これは、本来はどちらかに整理する必要が、気がしていますがいかがでしょうか。

○根本 まず、1点目の震災の前後の部分の関係でございますが、基本的には、まさにご指摘のとおり、2018年1月の再度宣言した時点を基準として判断するとしてございますので、その時点での補償を検討していくということでございます。

それから2点目のほうですけれども、基本的には、カットオフデイトは詳細計画以降の段階に確定されるというところはございますが、ここはその後の非正規住民の流入等を防ぐために、ある意味そのタイミングといえますか、時期を設定するという理解でおります。

すみません、ご照会への答えになっているかわかりませんが、そういった理解でおります。

○寺原委員 2014年時点の建物、土地の状況と、2018年の段階の建物、土地の状況で言うと、2018年のほうがもっと人が集まっていて、建物が建て込んでいる状態なのか、それとも地震でかなり建物が壊れちゃったりして、どっちのほうか資産というか、ぱっと見でもいいんですけれども、多いのかなという気はしています。これは個人的にどうなのかなと思っているところでございます。地震の影響ですね。

○根本 補足でございますが、やはり地震後に大分状況が変わって、新しく建て直した家、それからその段階で新しく入ってきている住民がおられますので、その段階での状況でもってカットオフデイトを新たに設定したという形でございます。補償の資格等も、その基準点でもって計算している状況でございます。

○永井 事務局から。カットオフデイトについて、先ほど同日のほうがいいんじゃないかというコメントをいただいたんですけれども、運用についてご説明させていただきます。

一般論として、当該国で用地取得法があれば、カットオフデイトを宣言されるんですけれども、その対象が正規住民だけの場合であることが多い。当該国法で正規と言われている人に対してカットオフデイトが宣言される。

そうすると、非正規に対してはカットオフデイトが宣言されない場合が出てきます。なので、この場合においては、別途実施機関として2018年1月に、非正規の住民に対するカットオフデイトを設けたという形で、事業によっては正規と非正規でカットオフデイトの日付が違うということは多々あります。そういう運用は他国でもしている場合がございます。

以上、補足まででございます。

○原嶋委員長 そうなりますと、このケースの場合には、今の2018年は主には非正規を対象としているということですか。

○永井 はい、このケースの場合においては、非正規の新規流入をこれ以上来ない形でのカットオフデートの宣言という形になってございます。

○原嶋委員長 その間に、震災の影響というのはどうなのかというのは若干ありますよね。

○根本 そういう意味で、非正規の住民がメインだと思うのですが、正規住民についても2014年時点から18年時点で影響を受けている住民に関しては、2018年1月時点のアップデートの対象となっているという理解でございませう。

○小椋委員 この住民協議ところの2ポツ目に追加調査スコーピング、SHMというのがあって、トンネルが通過する直上の土地の取り扱いについてということで、安全を確保できない土地のみを取得する方針ですというふうな記載があるんですが、これは逆に言うと、安全確保できれば、そのトンネル直上の土地はもう買わないで、補償はしないという理解だと思うんですが、その時に、私、たまたま連れ合いが高速道路事業をやっているもんですからあれなんですけれども、普通、トンネルの上、あまり重たい建物を建てられるとよろしくないのて加重制限をしたりするんです。日本の場合ですと、あまり土かぶりが浅くてトンネルに入る場合、区分地上権みたいな設定をして、一応権利は設定するようなこともあるんですが、ネパールの民法とか土地行政はよくわかっていないので勝手なことを言っているんですけれども、まず、区分地上権みたいなものがあるんですか、ないんですかという質問と、将来にわたって経済的にもっと裕福になって、上にいい建物とかを建てて、加重制限をかけないんでしょうかという、その2つですね。後半はあまりこの環境社会配慮ガイドラインに関係ない質問ですけれども、それはあくまでもout of curiosityという感じで。

○根本 重要なご指摘ありがとうございます。まず事実関係としては、ネパールでそういった制限等に関する取り決めはないという状況でございませう。私どものほうも、調査を通じてネパール政府とともに、どういった家屋が建っているのか、建てられ得るのかというところを調査している状況でございませうが、そういったあまりにも大きな加重がかかりそうなところとか、今後大きな建物が建ちそうなところで、取得したほうがよさそうであろうというところに関しては、その取得対象という形で調査を進めている状況でございませう。

○原嶋委員長 大丈夫ですか。他にございませうでしょうか。

それでは、特になければ、これで一応環境レビュー方針の報告については締めくくりにさせていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。

それでは今後のスケジュールと、その他幾つか確認事項があれば事務局からよろしくお願ひします。

○永井 事務局でございませう。次回の全体会合、第95回は、記載のとおり10月5日金

曜日、午後2時からになっております。場所はJICA本部。恐らくこの部屋になろうかと思えます。

以上です。

○原嶋委員長 あと、何か全体を通してご発言がございましたら、遠慮なくご発言ください。よろしいですか。

それでは、長い時間どうもありがとうございました。今日の全体会合はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時00分閉会